

金武町指定給水装置工事事業者 各種手続き一覧

	手続きを要する場合	提出書類	手数料
1	指定給水装置工事事業者の指定を受けたいとき	・指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号) ・誓約書(様式第2号) ・機械器具調書 ・会社・機械器具・資材置場等の写真 ・事務所所在地見取り図 ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(個人) ・印鑑証明書(法人) ・給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状又は技術者証の写し)	10,000 円
2	指定給水装置工事事業者の更新を受けたいとき	【確認する内容】 ・指定給水装置工事事業者の講習会の実績 ・指定給水装置工事事業者の講習会の業務内容 ・給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況 ・適切に業務を行うことができる技能を有する者の従事状況	
3	指定給水装置工事事業者としての営業を廃し又は休止するとき	・指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書 ・金武町指定給水装置工事事業者証	なし
4	組織を変更したとき	・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ・金武町指定給水装置工事事業者証 ・定款及び登記事項証明書(法人)	1,000 円
5	代表者に異動があったとき		
6	工事店名を変更したとき		
7	営業所を移転したとき		
8	電話番号の変更があったとき	・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	なし

9	指定給水装置工事事業者としての営業を再開するとき	・「指定給水装置工事事業者の指定を受けたいとき」と同じ ・指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書	10,000 円
10	専属責任技術者に異動があったとき	・主任技術者選任・解任届出書	なし
11	金武町指定給水装置工事事業者証を破損、汚損、紛失したとき	・破損・汚損の場合は、その指定工事店証を添付すること	1,000 円